

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
■質問受付日（8月12日）（1回目）		
1	1. 燃料費等調整に関しまして 弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような事業者が応札に参加し、契約をすることは可能でしょうか。 ※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。 また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。 燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定（固定化）し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。	燃料費等調整を行わない料金制度での入札及び契約締結はできません。
2	2. 市場連動プランに関しまして 市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。 市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPX エリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。 請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。 （ご参考） https://www.jepx/electricpower/market-data/spot/	別添4 電気需給契約書（案）第2条第1項で定める電気料金の構成要素「基本料金、電力量料金、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金」以外の要素を含む契約はできません。
3	3. 託送料金の改定に関しまして 2026年11月に各一般送配電事業者による託送供給約款の見直し（託送料金の改定）が予定されております。	入札額の算定については、お見込みのとおりです。 また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定が実施された場合の契約単価に係る協

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	入札額の算定において、入札書提出時において公表・適用されている託送供給約款に基づく託送料金を前提として算出する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定（積算前提とした料金からの変更）が実施された場合、当該改定額相当分について契約単価の変更（協議）は可能でしょうか。	議は可能です。
4	4. お支払いの証憑に関しまして 弊社では、システム上の仕様および業務運用上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。 お支払いの証憑につきましては、当社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認いただく運用としております。 つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。	差し支えありません。